

島根県建設工事の入札執行に係る積算疑義申立に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県総務部、防災部、農林水産部及び土木部が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る入札執行の透明性及び公平性を確保するため、工事の発注に係る入札に際し、入札に参加した者が発注者の積算について疑義が生じたときに、当該積算の内容の確認を申立てることができることとし、その手続きや、入札取止め又は落札決定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金入り設計書 予定価格を定めるために作成した設計書であって、数量及び金額が記載されたものをいう。
- (2) 積算疑義 金入り設計書を確認しなければ判明しない積算上の疑義をいう。
- (3) 設計図書等 入札公告から入札の締切りまでの間に公表した設計図書、見積参考資料、図面、積算内訳書等をいう。
- (4) 疑義申立対象工事 積算疑義申立ての対象となる建設工事
- (5) 疑義申立対象者 疑義申立対象工事の入札に参加した者で、次に掲げる者を除く。
 - ア 入札において、工事費内訳書及び資格審査資料等を提出しなかった者。
 - イ 指名競争入札において、再度入札を辞退した者。

(積算疑義申立ての対象工事)

第3条 疑義申立対象工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 島根県建設工事等入札執行要領（平成7年4月1日施行）第1条に規定する一般競争入札、簡易型一般競争入札（総合評価方式を含む）及び指名競争入札で執行する入札であること。
- (2) 積算疑義申立ての対象工事である旨が入札公告、指名通知に規定されていること。

(落札決定の保留及び希望がある場合の金入り設計書の開示)

第4条 疑義申立対象工事の開札を行ったときは、落札決定を保留し、その旨を入札参加者に通知する。

- 2 疑義申立対象者が金入り設計書の開示を希望するときは、金入り設計書開示申請書（様式第1号）を発注者が指定する方法により提出する。
- 3 開札日から起算して2日目（発注者がやむを得ないと認める場合にあっては、別に指定する日）の午後3時までに、発注者に開示を申し出るものとする。

- 4 前項に規定する期間の計算においては、島根県の休日を定める条例（平成元年3月25日条例第9号）第1条に規定する休日（以下「島根県の休日」という）は日数に算入しない。
- 5 発注者は、第2項の規定による提出があったときは、申請者に対し、開札後速やかに金入り設計書を電子メールにより送付する。

（疑義がある場合の申立手続）

- 第5条 疑義申立対象者は、入札の積算内容に疑義があるときは、入札の開札日から起算して3日目（発注者がやむを得ないと認める場合にあっては、別に指定する日）の午後3時までの間に、発注者に対して、積算疑義を申立てることができる。
- 2 前項に規定する期間の計算においては、島根県の休日は日数に算入しない。
 - 3 第1項の規定による積算疑義の申立ては、積算疑義申立書（様式第2号）及び必要に応じ積算疑義の内容を具体的に示す資料を発注者が指定する方法により提出する。
 - 4 第1項の規定による積算疑義の申立てがなかったときは、入札に係る事務を継続するものとする。

（積算疑義の申立てとして取り扱わないもの）

- 第6条 前条第1項の規定にかかわらず、発注者は、同項の規定による積算疑義の申立てが次の各号のいずれかに該当するときは、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとする。
- (1) 疑義申立対象者以外の者から提出されたとき。
 - (2) 申立期間終了後に提出されたとき。
 - (3) 積算疑義が具体的でないこと等により積算疑義の内容が特定できないとき。
 - (4) 公表された設計図書等により確認することができるとき。
 - (5) その他入札の積算に關係のないものと認められるとき。

（確認の実施）

- 第7条 発注者は、積算疑義の申立てがあったときは、速やかに金入り設計書を確認しなければならない。

（確認結果の取扱い）

- 第8条 発注者は、前条の規定による確認の結果を受けて、次の各号のいずれかに該当すると認め、発注者が入札の公平性が損なわれていると判断した場合は、入札を取止めるものとする。
- (1) 積算内容に誤りがあり、予定価格に変更が生じる場合。
 - (2) 入札手続期間の質問に対する回答等に誤りや不明瞭な箇所があった場合。

(確認結果の回答)

第9条 発注者は、前条の規定による確認の結果を、積算疑義申立に対する回答書（様式第3号）により、積算疑義の申立てを行った者に対し電子メールにより回答する。

2 発注者は前条の規定による確認の結果、入札を継続する場合は、落札決定後に、積算疑義申立に対する回答書（様式第3号）を入札情報サービス（PPI）で公表するものとする。また、入札を取止める場合は、島根県のホームページにて公表するものとする。

(情報の保護)

第10条 入札参加者は、金入り設計書の開示請求により、取得した金入り設計書は、本目的にのみ使用し、第三者に開示、漏洩してはならない。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する。